

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

当会近郊の災害発生状況及び想定される災害発生の情報、売木村が策定した売木村ハザードマップ及び J-SHIS（防災科学技術研究所）が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

ア 地域の概要・立地

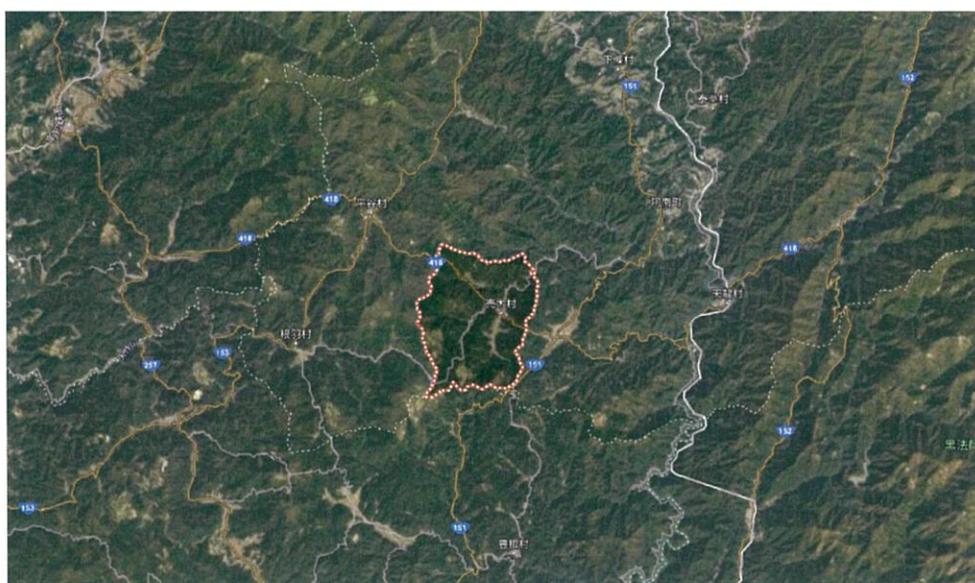
(ア) 村域

当村は、長野県の南端に位置し、東と北に阿南町、西に根羽村、平谷村、南は愛知県豊根村に山嶺をもって接している。総面積は 43.43 km<sup>2</sup>、標高 1,000m 級の山地に囲まれ、中心集落の標高は 800m。村内を売木川、軒川、岩倉川の 3 河川が盆地状の谷を作って北東に流れ、その流れに沿って 7 つの集落と耕作地が形成されている。総面積の 96%あまりは森林原野である。

主要地方道阿南根羽線、一般県道大平山松葉線および国道 418 号が縦横に通っており、いずれも国道 151 号、国道 153 号にアクセスしている。公共交通機関は路線バスのみであり、住民の足は自家用車が不可欠である。

人口は 551 人で長野県では 2 番目に人口が少なく、高齢化率は 45% で非常に高い数値となっている。

図 1 売木村村域の地図



「Google map より引用」

(イ) 地勢

売木村は、周囲を山で囲まれている。村域は下伊那郡南部山地に区分される。下伊那郡南部山地は、風化が進んだ花こう岩であるところが多く、下伊那地域の中央構造線の西側には、変成岩類や花こう岩類、流紋岩類、第三紀層の岩石が分布している。売木村は領家帯に属する変成岩類と花崗岩類が大部分を占め一部の地帯には第三紀層もみられ土質は花崗岩崩積土が優勢である。地層全体を総合的にみれば基盤はかなり強固なものと判断される。しかし、表層度は砂質で浸透度が高い一方で比較的平坦な地形と樹木の繁茂により表層付近の保水量は多い。液状化は砂質地盤に発生の危険性があると予想される。

当地域においては、南部から中央部にかけての平地がもともと河川域であったため、砂質土で地下水が高く、特に液状化の危険を含んでいる。村域の北半分は風化の進んだ新期

花崗岩地域であり崩壊しやすく、これらの土砂は土石流等土砂災害の発生源となる可能性を有する。

## イ 想定される地域の災害リスク

### (ア) 洪水・土砂災害

#### ○台風・大雨による災害

当村の年間降水量は約 2,500mm を超え多雨地域である。山間に位置し降水量が多いため、土石流、危険渓流も数多い。村の中心部は洪水による床下浸水などの被害を受けやすい。

#### 過去の災害

- ・昭和 34 年 伊勢湾台風により家屋の全壊 15 戸、半壊 24 戸などの被害を受けた。
- ・昭和 43 年 台風 10 号により、売木川が氾濫、村中心部の住宅が床下浸水被害、道路、橋梁、耕地にも大きな被害を与えた。
- ・平成 3 年 台風 18 号により家屋の一部破損 4 戸、床下浸水 17 戸などのほか農林業土木関係合わせて 17 億円をこえる被害が発生した。
- ・その他、台風による耕地被害などがある。

#### ○土砂災害

売木小中学校の南隣の白鳥社の参道入口に、急傾斜地崩壊区域の表示がある。この付近は、村の中心部を通る国道 418 号のすぐ脇まで山が迫ってきている。長野県土砂災害危険箇所マップによると、同様に急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所は、村内には合計 3 カ所あり、土石流危険渓流に指定されている河川は、大島沢や道仙沢をはじめ、村内に合計 16 本ある。土石流危険渓流は、集中豪雨によって、土砂が水とともに一気に流れ出し大きな被害を引き起こしやすい河川であるため、注意が必要である。一方、村内は基盤岩が固く、地中に粘土層などの滑りやすい面がないため、地滑り危険箇所は一カ所もない。

#### 過去の災害

- ・昭和 28 年 豪雨による校舎西側の山が崩落した。

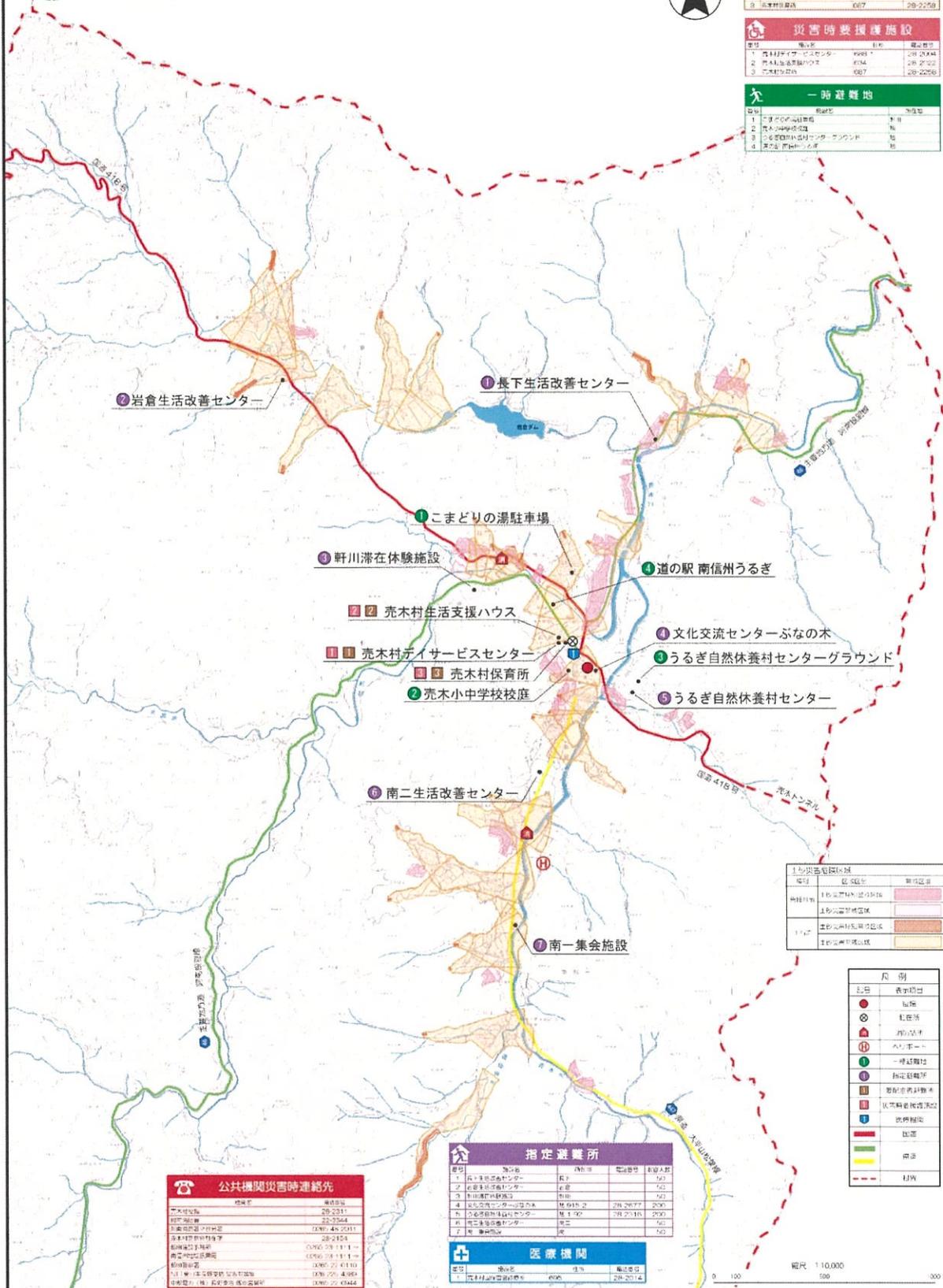
# 売木村ハザードマップ



要配慮者避難所			
施設名	施設名	住所	避難人数
1	売木村アイサービスセンター	6988-1	28/2054
2	売木村生涯学習センター	6334	28/2054
3	売木村公民館	6077	28/2058

災害時要援護施設			
施設名	施設名	住所	避難人数
1	売木村アイサービスセンター	6988-1	28/2054
2	売木村生涯学習センター	6334	28/2054
3	売木村公民館	6077	28/2058

一時避難地			
施設名	施設名	住所	避難人数
1	こまどりの湯	6988-1	28/2054
2	売木小中学校校庭	6334	28/2054
3	売木村生涯学習センター	6077	28/2058
4	売木村公民館	6077	28/2058



主要災害危険区域		
種別	危険区域	危険度
河川	河川氾濫危険区域	危険
	河川氾濫警戒区域	注意
土砂	土砂災害警戒区域	危険
	土砂災害警戒区域外	注意

凡例	
北	表示箇所
●	避難所
○	指定避難所
△	指定避難所
□	指定避難所
◇	指定避難所
①	一時避難地
②	一時避難地
③	一時避難地
④	一時避難地
⑤	一時避難地
⑥	一時避難地
⑦	一時避難地
⑧	一時避難地
⑨	一時避難地
⑩	一時避難地
⑪	一時避難地
⑫	一時避難地
⑬	一時避難地
⑭	一時避難地
⑮	一時避難地
⑯	一時避難地
⑰	一時避難地
⑱	一時避難地
⑲	一時避難地
⑳	一時避難地

公共機関災害時連絡先		
機関名	住所	電話番号
売木村役所	6988-1	28-2311
売木村生涯学習センター	6334	28-2054
売木村公民館	6077	28-2058
売木小中学校	6334	28-2054
売木村生涯学習センター	6077	28-2058
売木村公民館	6077	28-2058
売木小中学校	6334	28-2054
売木村生涯学習センター	6077	28-2058
売木村公民館	6077	28-2058
売木小中学校	6334	28-2054

指定避難所			
施設名	住所	電話番号	避難人数
1	売木村アイサービスセンター	6988-1	28/2054
2	売木村生涯学習センター	6334	28/2054
3	売木村公民館	6077	28/2058
4	売木小中学校校庭	6334	28/2054
5	売木村生涯学習センター	6077	28/2058
6	売木村公民館	6077	28/2058
7	売木小中学校校庭	6334	28/2054
8	売木村生涯学習センター	6077	28/2058
9	売木村公民館	6077	28/2058

医療機関			
施設名	住所	電話番号	電話番号
1	売木村診療所	6988	28-2014

図3 売木村全域のハザードマップ

(イ) 地震

伊那谷の大きく関わっている活断層の多くは北北東-南南西方向、あるいは西北西-東南東方向に延びる傾向にある。売木川の流路もこの方向に一致し、以前から「売木断層」の存在が考えられてきた。天竜川上流域地質図では、断層が、売木村の北西から岩倉集落の南を通り、売木小中学校付近に至る北北西-南南東方向に延びており、その両端は、清内路断層と売木断層によって区切られる。比較的短い断層である。「売木断層」は、その存在を地形等から推測できるが、断層面を露頭で確認するまでには至っていない。

図4 売木村の位置と活断層分布

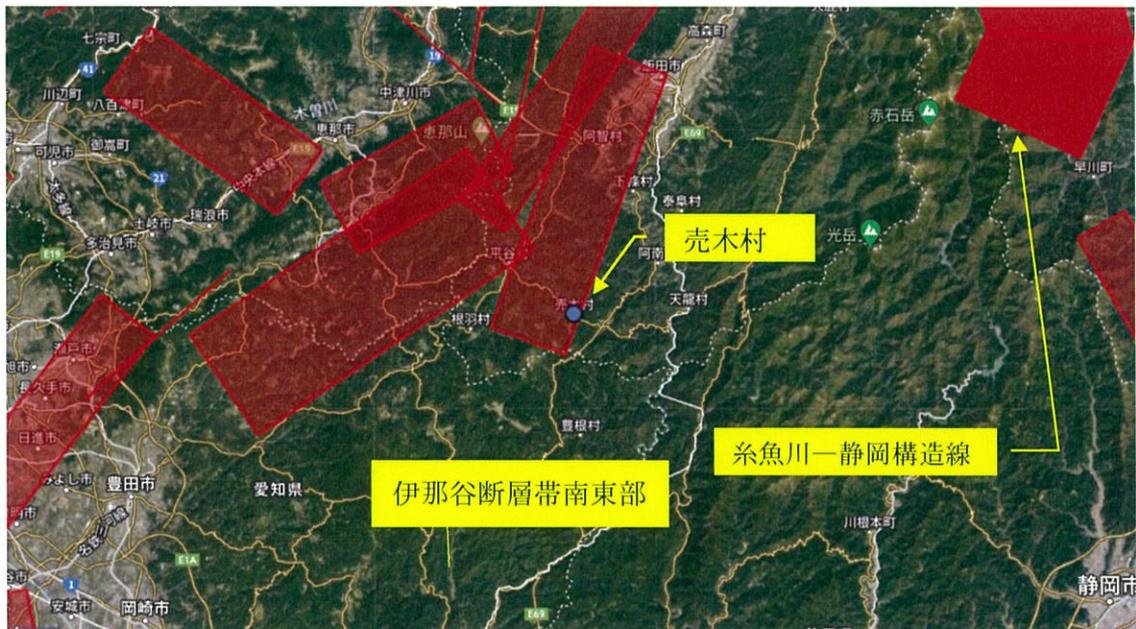
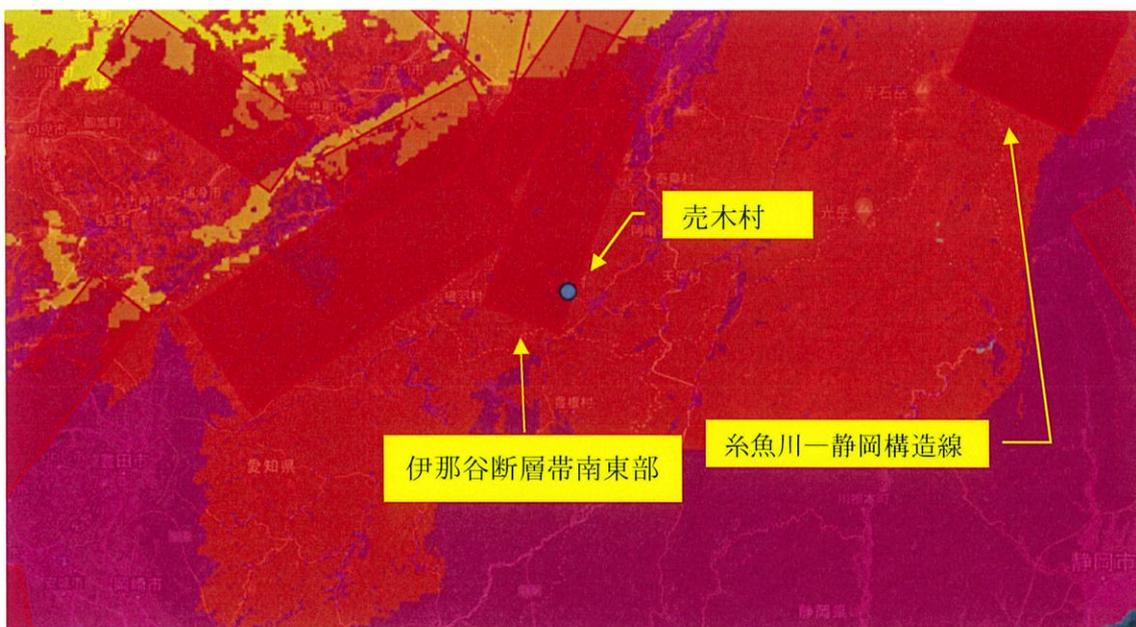


図5 売木村及び近郊の震度分布



「今後30年震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図  
J-SHIS (日本防災研究所) 2020年版データより引用」

(ウ) 感染症

本村の令和元年における老年人口割合は 45.2%（参照：むらの持続・うるぎ暮らしのスタイルを創る戦略）である。新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行は村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 57 者 ← 企業統計調査
- ・小規模事業者数 43 者 ← 企業統計調査

表 1 商工業者の業種別内訳（出典 令和 4 年 4 月 1 日 長野県商工会の概要 データ編）

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業 宿泊業	サービス業	その他	合計
管轄内 事業総数	5	5	1	12	11	12	11	57
(内) 小規模 事業者数	3	4	1	11	10	8	6	43
立地状況	全体がコンパクトで、生活関連機能が役場周辺に集約されており、居住地や会員事業所も比較的まとまっている。							

(3) これまでの取組

ア 売木村の取組

- ・ハザードマップの策定、防災訓練の実施
- ・防災備品等の備蓄
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援

イ 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・新型コロナウイルス「特別相談窓口」の開設
- ・防災訓練への参加

2 課題

- ・売木村商工会の危機管理マニュアルは作成したものの、簡易的な記載にとどまっている。当会の専従職員は1名しかおらず、1名は他村の商工会と兼務であり、通勤経路は災害時に土砂崩落の被害を受けやすい地形であり、通行止めにより往来できなくなる状況も考えられる。災害が起こったときにすぐに対応できる人員が十分にいないといった課題が浮き彫りになっている。

3 目標

- ・防災意識の高揚  
地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。  
また、損害保険の見直し、未加入者には加入を促進する。
- ・売木村商工会と売木村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・復興支援体制の構築  
事務所は村所有施設の避難所内にあり、村と連携を取りやすい状況であるため、災害発災後、速やかに復興支援策が行えるよう協力体制を築く。また、組織内における体制、近隣商工会との連

携、金融機関など関係機関との連携体制を構築する。

- ・計画の検証・見直し

計画の検証については、毎年度効果検証を行う。

見直しについては、国及び県の災害情報が更新された場合等見直しの必要が生じた場合に行う。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 4 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～ 令和11年3月31日）

### 5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

令和5年9月に策定した「売木村商工会 危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然発生や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

#### ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・昨今の台風や大雨により、地盤が緩み土砂崩れのリスクは大きくなっているため、経営相談時に災害のリスクについても触れ、災害は他人事ではないことを再認識してもらう。保険の加入状況なども確認し、災害補償のされない保険に加入している場合は、損害保険会社を派遣し、保険の見直し相談を実施、適切な保険加入を推奨する。
- ・HP や商工会発行チラシに、国の施策や事業者 BCP 作成の重要性、保険の案内、保険相談に関する周知を行う。
- ・建設業を中心に事業者 BCP 作成のメリットを周知し、災害時の役割を再認識してもらう。また、初動対応や早期復旧のための効果的な取組について助言を行う。
- ・単独では参加者が少なく実施が難しいため、近隣の町村と合同で事業継続の取組に関するセミナーを専門家を招いて開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、県の方針や感染防止に関する情報提供を徹底、村内に発生させない、広げないよう支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染対策として、マスクや消毒液を備蓄しておき、緊急時に配布できるようにする。
- ・事業所や事務所の IT・テレワーク設備の設置や感染対策に伴う取組に関する補助金などの情報提供を行う。

#### イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）危機管理マニュアル Ver. 2（令和5年9月作成）

#### ウ 事業者 BCP 策定等に向けた関係団体との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・「長野県 BCP 策定支援プロジェクト」等を活用し、BCP の策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

#### エ フォローアップ

- ・セミナー後の事業者 BCP 作成に関する相談、支援
- ・小規模事業者の事業者 BCP の取組状況について確認
- ・損害保険の加入状況の確認
- ・村との懇談会開催時に災害対策の情報に関する情報共有を行う

#### オ 当計画に係る訓練の実施

- ・大規模自然災害が発生したと想定し、村役場と商工会との連絡手段について村役場担当者との確認を行う（1年に1回、訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

地震、台風、豪雨等の自然災害の発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡をする。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後1時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報が無い</li></ul>

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

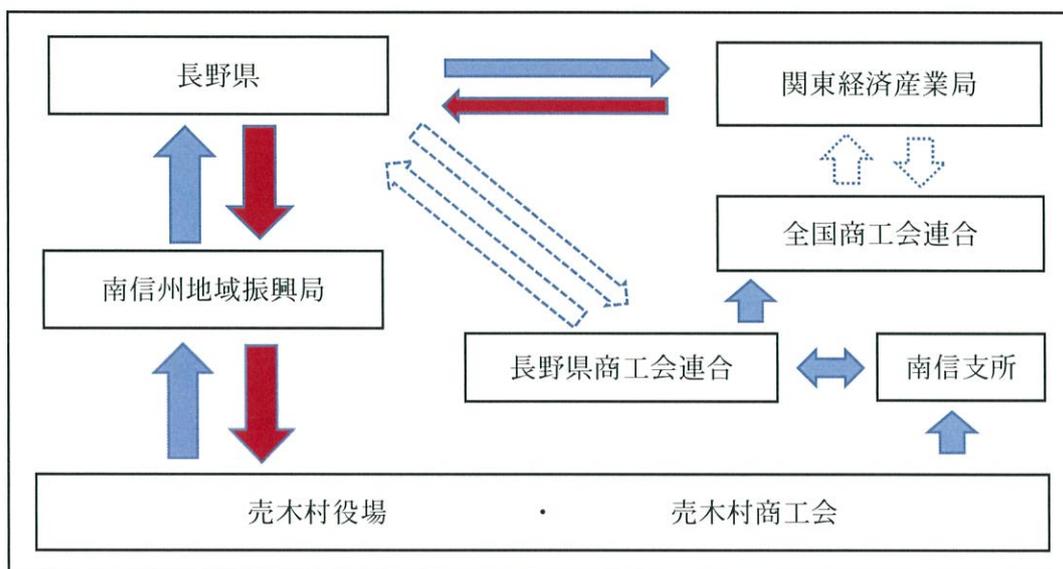
・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～数日間	1日に最低1回共有する。
数日後～1か月後	追加情報があれば随時共有する。
1か月後	追加情報があれば随時共有する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内中小企業小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止する為、被害地域で行う活動について決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、当村から長野県南信州地域振興局へ報告する。

※急を要する場合は、県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行う事がある。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、売木村役場と相談する。  
(当会は国の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。)
- ・安全が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や県、村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

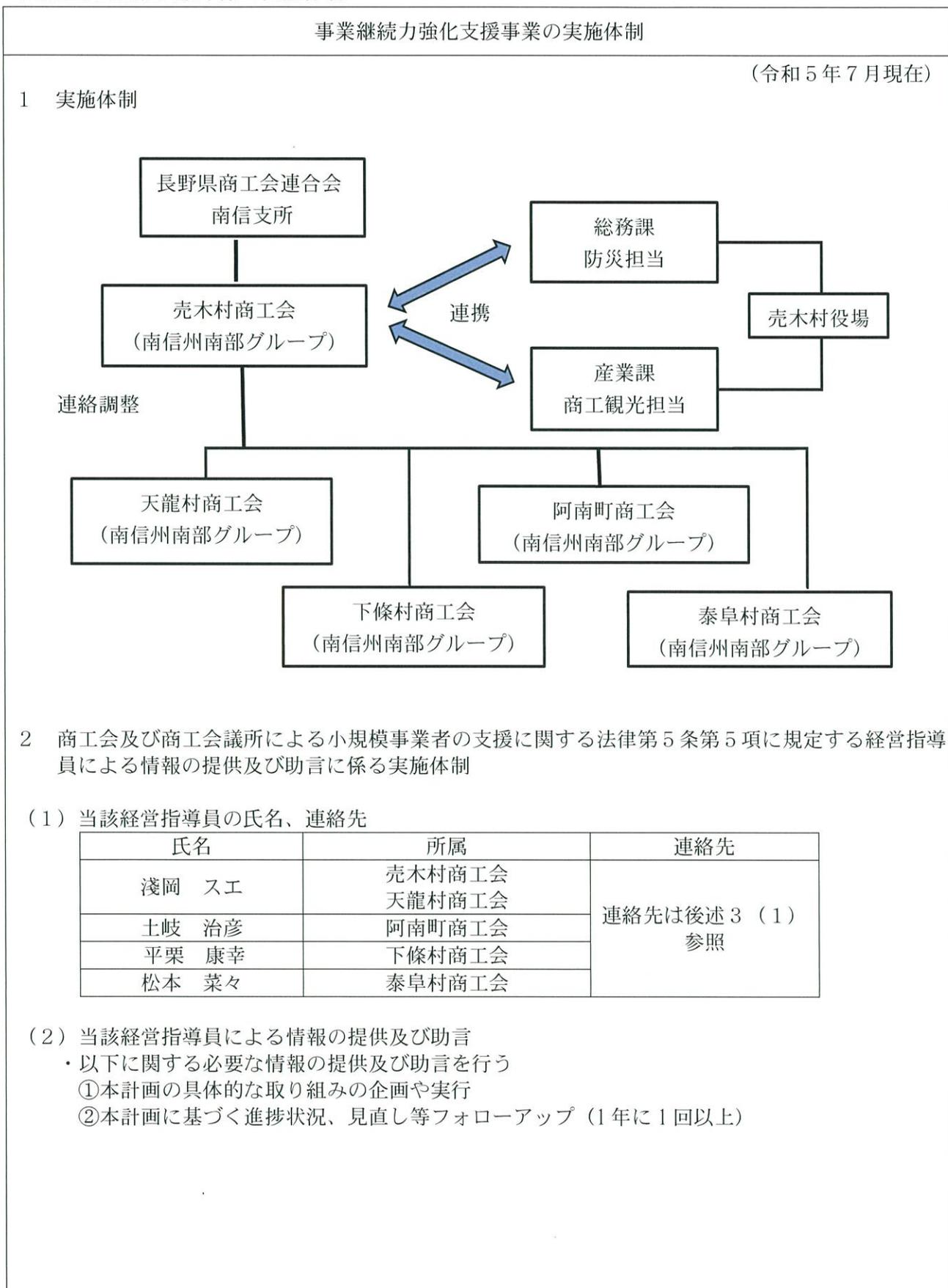
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の区域からの応援派遣等について連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。
- ・被害規模が小さく、被災者が少ない場合には被災事業者施策の情報提供を行う。

※ その他

(3) の内容について変更が生じた場合（生じる恐れがある場合も含む）、予め県に相談をする。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



3 商工会／商工会議所、関係市村村連絡先

(1) 商工会

売木村商工会

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村 915-2  
TEL 0260-28-2568 FAX 0260-28-2012

天龍村商工会

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 914-9  
TEL 0260-32-2066 FAX 0260-32-2798

阿南町商工会

〒399-1502 長野県下伊那郡阿南町東條 44-1  
TEL 0260-22-2203 FAX 0260-22-2253

下條村商工会

〒399-2101 長野県下伊那郡下條村睦沢 8802-2  
TEL 0260-27-2226 FAX 0260-27-2934

泰阜村商工会

〒399-1801 長野県下伊那郡泰阜村平島田 3238-3  
TEL 0260-26-2233 FAX 0260-26-1133

(2) 関係市町村

売木村役場

〒399-2101 長野県下伊那郡売木村中央 968-1  
TEL 0260-28-2311 FAX 0260-28-2135

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額（見込み額）

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	180	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ・チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災等備品	50	20	20	20	20
・ 備蓄品等	10	10	10	10	10

2 調達方法（想定）

- ・ 会費収入、長野県補助金、売木村補助金、事業収入等。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	長野県飯田市本村 3-14 長野支店 飯田支社 代表取締役社長 新納 啓介
長野県火災共済協同組合	長野県飯田市主税村 3-1 いいだ会館 3F 中小企業団体中央会内 理事長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容	
<p>連携する2社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。</li> <li>・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させる為の取組みや対策の周知・説明を行う。</li> </ul> <p>主にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対し、BCP 策定による実効性のある取組み支援等を行う。</li> <li>・個別相談会、セミナー等を通して個社の BCP 策定のための支援を連携して実施する。</li> </ul>	
連携して事業を実施する者の役割	
<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。</li> <li>・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のある BCP 策定を図ることができる。</li> </ul> <p>長野県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたり、迅速な対応が期待できる。</li> <li>・BCP 策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。</li> </ul>	
連携体制図等	